

令和5年度地域と市長のまちづくり懇談会 高豊校区

開催年度回次	令和5年度第3回	開催月日	5月28日	開催校区	高豊校区	開催場所	高豊地区市民館
議 題				市の回答			
<p>1. 建設残土について</p> <p>町内の土地に建設残土(盛土)を置きに来る業者が増えつつあり、今後、近隣の住民とのトラブルが起これかねないため、土地の売買も含め、市でもアンテナを高めていただきたいと思います。</p>				<p>建築指導課</p> <p>熱海の災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」が施行されたことに伴い、現在、庁内で運用開始に向けての準備を進めております。</p> <p>盛土規制法の運用後は、一定規模の盛土等を施工する場合は許可制になることや、すでに実施済の盛土等についても、調査の結果、危険と判断されれば指導対象となります。</p> <p>また、運用開始前においても、盛土等の相談事案については、庁内で情報共有体制を構築し、現状の法規制にて適正に対応しております。</p>			

開催年度回次	令和5年度第3回	開催月日	5月28日	開催校区	高豊校区	開催場所	高豊地区市民館
議 題				市の回答			
<p>2. 表浜海岸の利用について</p> <p>コロナの影響もあり、ここ数年は大変海岸利用者が増加しています。大音量で夜通し音楽を流す、ゴミの放置、直火で焚き火をし炭を放置するなど、海岸利用マナーについては、お世辞にも良いとは言えません。海岸利用について規制をしない、いまの市の対応に大変疑問を感じます。</p> <p>市として表浜海岸の良さをアピールする中で、マナー向上や規制についてどうお考えでしょうか。</p>				<p>農地整備課、観光プロモーション課</p> <p>表浜海岸はだれでも利用できる公共空間ですが、一部の海岸利用者において、大音量での音響機器の使用やバーベキューに伴うゴミ放置など、マナーの悪化が顕在化するなど、近隣住民からの苦情や他の利用者が近寄り難い状況も、一部であることを承知しております。</p> <p>本市は規制の強化は最終手段であると考えており、引き続き海岸利用者への看板等の設置や定期的な海岸パトロールによる注意喚起を継続していくことでマナー向上を呼び掛けて参ります。</p> <p>加えて今年度、小松原漁村コミュニティ施設において「公衆の海岸の適正な利用」を促すことを目的とし、遠隔かつリアルタイムで画像を確認できるカメラを設置し、表浜海岸利用のマナー向上の効果が確認できれば、拡大を図って参りたいと考えています。</p>			

開催年度回次	令和5年度第3回	開催月日	5月28日	開催校区	高豊校区	開催場所	高豊地区市民館
議 題				市の回答			
3. 学校教育について (1) 学校の部活動が廃止となる予定ですが、子ども達の健全な成長の場として運動が出来る場所の確保など、市としては何か対策はあるのでしょうか。(例えば、小・中学生が活動するクラブが市内の施設を使用する際の費用の補助など。) <p>また、高校においても部活動は縮小傾向にあるのでしょうか。</p> (2) 学校の制服や体操服、ジャージ等が高すぎると感じます。購入にあたって補助があると助かります。 (3) 現在、市内の高校においては給食がありませんが、働く親としては給食があると助かりますので、給食を導入していただけないでしょうか。				学校教育課 (1) 小学校の部活動は令和2年度をもって廃止されました。中学校は当面の間、休日の活動の地域移行を段階的に進め、その進捗を検証したうえで平日への拡大を議論してまいります。 <p>地域移行をすすめるうえでは、国、県、市それぞれのレベルで行うことのできる支援の規模や内容が異なります。本市としても、財政状況を踏まえ、地域指導者の質・数の確保、学校施設貸与の仕組みの見直しなどについて、今後、中学生、保護者、教師などの声を踏まえて何ができるのかを考えてまいります。</p> <p>高等学校については、令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁、文化庁)で、義務教育終了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましいと記述されています。</p> (2) 学用品費補助につきましては、所得制限はありますが、就学援助制度がございます。小中学生のお子様がいる全世帯に対して補助金を支給することは考えておりません。各学校のPTAによる「リユース販売」などの取り組みを行っているところもありますのでご利用ください。			
				保健給食課 (3) 学校給食は、それぞれの学校の設置者が提供するものです。 <p>市は、市立の小中学校や特別支援学校に対して給食を提供しています。一方で、県立の定時制高校や特別支援学校における給食は、県が提供をしています。そのため、全日制高校における給食も、県が提供をするものです。</p> <p>また、市の給食センターから県立の全日制高校に給食を提供しようにも、その分の余力が無いなど様々な課題があり、市としての提供は困難です。</p>			

開催年度回次	令和5年度第3回	開催月日	5月28日	開催校区	高豊校区	開催場所	高豊地区市民館
議 題				市の回答			
<p>4. 公共交通について</p> <p>通学での公共交通機関が利用しづらく、自転車通学や親の送り迎えで通える高校が限られてくる現状にあります。具体的には、道の駅～豊橋駅の路線が欲しいと考えていますが、今後、公共交通機関の整備があるかお聞きしたいです。</p>				<p>都市交通課</p> <p>道の駅の建設当時、豊橋駅から道の駅までの公共交通の運行を検討し、開駅にあわせて道の駅と近隣バス停を周遊するシャトルバス運行の社会実験を約2年間行いました。結果としては利用率が低かったことから実走に至らなかった経緯があります。</p> <p>今のところ具体的な整備予定はありませんが、道の駅の施設管理者からは、現在も豊橋駅からの公共交通機関に関する問い合わせもあると聞いておりますので、本市としましては交通事業者とその可能性について意見交換を始めていきたいと考えております。</p>			